

意見書

平成 23 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 326-0831
住所 栃木県足利市堀込町2531-2
氏名 株式会社エム.ビー.エス
代表取締役 蓬田 知

郵便番号 900-0014
住所 沖縄県那覇市松尾一丁目 18 番
26 号
氏名 株式会社沖縄テレメッセージ
代表取締役社長 宮城 文勝

郵便番号 650-0027
住所 神戸市中央区中町通二丁目 3
番 2 号
氏名 関西ブロードバンド株式会社
代表取締役社長 三須 久

郵便番号 870-0026
住所 大分県大分市金池町二丁目 1
番 14 号
氏名 株式会社コアラ
代表取締役社長 尾野 徹

郵便番号 332-0034
(ふりがな)
住 所 埼玉県川口市並木二丁目 25 番
3 号
(ふりがな)
氏 名 彩ネット株式会社
代表取締役 井上 太郎

郵便番号 642-0017
(ふりがな)
住 所 和歌山県海南市南赤坂11 番地
(ふりがな)
氏 名 株式会社サイプレス
代表取締役社長 田添 浩之

郵便番号 380-0935
(ふりがな)
住 所 長野県長野市中御所一丁目 25
番 1 号
(ふりがな)
氏 名 株式会社長野県協同電算
代表取締役社長 大槻 憲雄

郵便番号 957-0061
(ふりがな)
住 所 新潟県新発田市住吉町五丁目
12 番 22 号
(ふりがな)
氏 名 株式会社新潟通信サービス
代表取締役 本間 誠治

郵便番号 698-0002
(ふりがな)
住 所 島根県益田市下本郷町56 番地
1
(ふりがな)
氏 名 株式会社マイメディア
代表取締役社長 秀浦 実晴

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議
事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された
接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

日本は、ADSLの急速な普及により、一気に世界一速く安価なブロードバンド大国となりました。その要因は、競争促進策としてNTT東・西殿の設備の開放がなされたことにより、メタル回線の1回線単位での平等な貸し出しが実現したことによるところが大きいと考えます。非常に多くのADSL事業者がブロードバンド市場へ参入し、公正な競争が進展するとともに、ユーザ料金低廉化のほか、通信速度の高速化やサービスの多様化が実現し、その後のブロードバンド市場の急速な拡大につながりました。

我々ADSL事業者は、地域に密着したユーザ目線でのサービス提供を心がけ、ブロードバンドの提供を通じて、ユーザ利便の向上とICTによる地域の活性化に貢献してきました。したがって、我々ADSL事業者も、世界一速く安価なブロードバンド提供の一翼を担ってきたものと自負しています。

また、現在においても、地域に密着したサービスを多くのユーザの皆様にご愛顧いただいております。光化、IP化の流れにおいて情報通信が新たな発展を見せる中でも、我々ADSL事業者は、引き続き地域における市場の活性化やユーザ利便の向上に貢献しています。

しかしながら、ADSL事業の根幹をなすドライカップの接続料水準は今後も上昇傾向であることに加え、光ファイバの接続料については、平成20年3月27日の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方についての答申」(以下「接続ルール答申」という。)において、OSUを共用することによる1回線単位での接続料設定が先送りされました。結果、3年後の現在、光サービス市場におけるNTT東・西殿の独占はさらに高まっています。このままでは、我々ADSL事業者は、ADSL事業の継続もままならず、光サービスへの移行についても極めて困難な状況となり、市場からの撤退を余儀なくされる可能性もあります。

現在の光ファイバ市場においては、事業者の規模や事業区域によって、現行のADSLユーザが同一光配線ブロックの中で1～2ユーザしか存在しない状況も容易に想定され、8回線単位での貸出方式では、ユーザあたりのコストは、非常に高いものとなり、事業としての採算は全くとれないものとなっています。ユーザあたりのコストで見た場合、すでに多数の既存ユーザを抱えているNTT東・西殿が、競争上優位にいることは明らかです。

接続ルール答申から3年経過し、光サービス市場におけるNTT東・西殿の独占がさらに高まったことを勘案すると、光ファイバの接続料水準をADSL並みにすること、および接続条件をNTT東西殿と他事業者で同一にすることは不可欠です。そのためには、接続ルール答申で先送りされ

た1回線単位の貸し出し、さらにはOSU共用が必要です。

また、昨年NTT東・西殿による光へのマイグレーションに向けた概括的展望が発表されましたが、各地域の通信事業者としては順次マイグレーションが行われる市区町村・町丁目など具体的な情報がない中で、今後のメタルから光への事業移行計画等の策定が困難となっており、これでは、ブロードバンド事業の面的な展開を推進することはできません。

今後のブロードバンドによる様々なサービスの普及を睨んだときに、ユーザの居住地等に関係なく、誰もが安価に利用できる通信環境を構築することが必須であり、我々ADSL事業者をはじめとする多くの通信事業者が、光サービス市場でビジネス展開できる競争環境を整えることこそが重要です。

したがって、総務省殿は今回の接続料改定において、NTT東・西殿と接続事業者との間で公正な競争環境を確保するべきです。具体的には、NTT東・西殿に対して設備管理部門が設置するOSUを、設備利用部門とともに接続事業者が共用し、接続料の設定を1回線単位とする内容での再申請を行わせるべきです。

1 回線単位の貸し出し実現により、誰でも安価に光サービスを利用することができるようになれば、これまで以上に ICT を利用した地域の活性

化やユーザ利便の向上が期待されます。我々ADSL 事業者は、引き続き、
そうした社会の実現に貢献していきたいと強く願っています。

以上

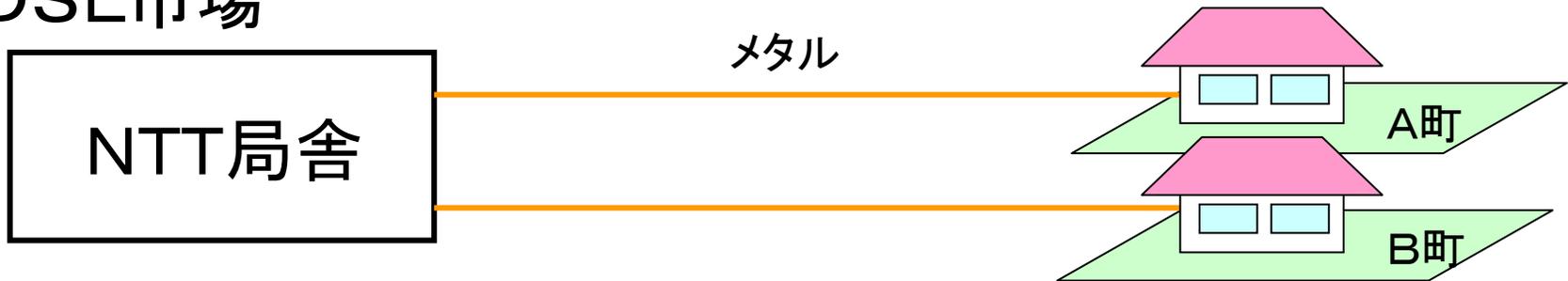
(別添資料 1) 意見事業者一覧

- 株式会社エム. ビー. エス : <http://www3.yomogi.or.jp/>
- 株式会社沖縄テレメッセージ : <http://www.otc.ne.jp/>
- 関西ブロードバンド株式会社 : <http://www.kansai-bb.com/index/>
- 株式会社コアラ : <http://www.coara.or.jp/>
- 彩ネット株式会社 : <http://www.sainet.ne.jp/ja/service/index.html>
- サイプレス株式会社 : <http://www.cypress.ne.jp/>
- 株式会社長野県協同電算 : <http://www.janis.or.jp/kenren/nkd/>
- 株式会社新潟通信サービス : <http://www.ncom.ad.jp/index.htm>
- 株式会社マイメディア : <http://www.mimedia.co.jp/>

以上

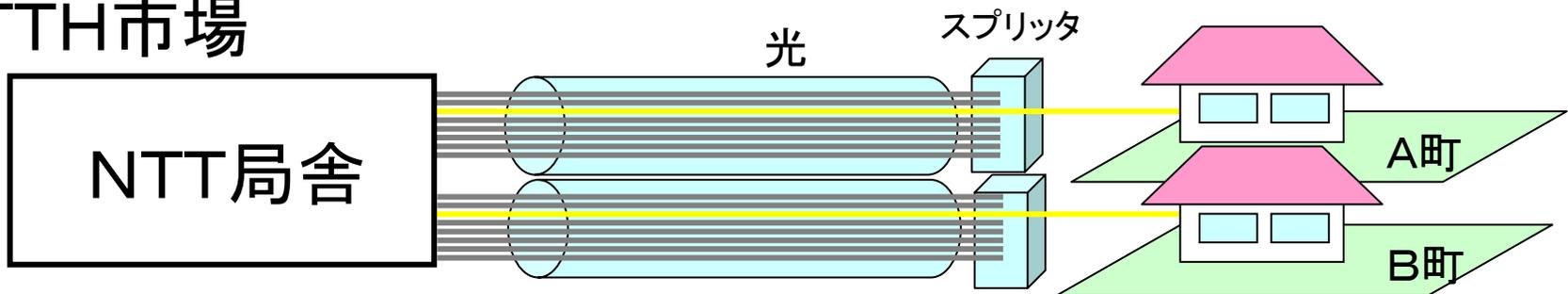
市場による貸し出し形態の違い

ADSL市場



- 1回線ごとにメタル回線を借りることができる
- 小規模事業者も参入することができる
- 利用者の少ない地域でも、ユーザ単価は同じ

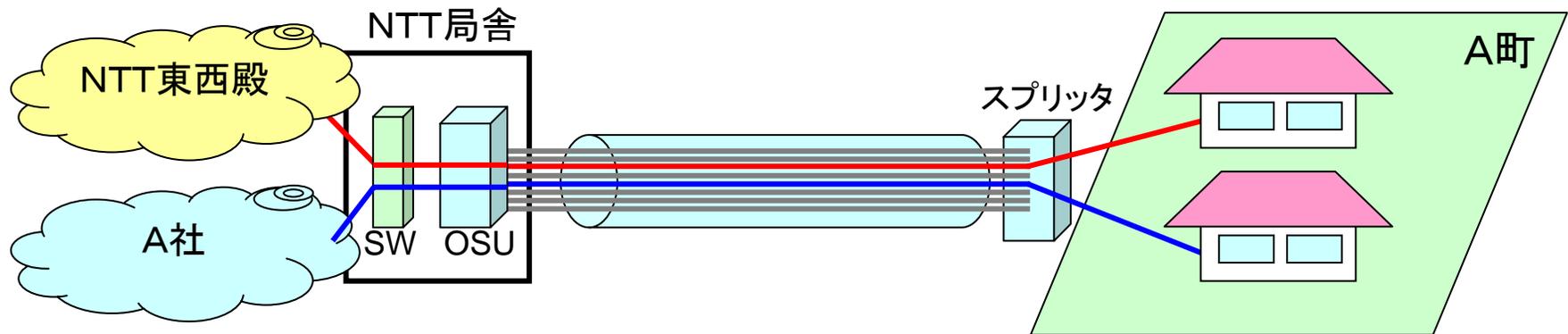
FTTH市場



- 8回線ごとでしか光ファイバを借りることができない
- 小規模事業者は採算が取れず、参入障壁がある
- 利用者の少ない地域では、1ユーザあたりコストが極端に高い

NTT東西殿を含むOSU共用の実現

FTTH市場の競争促進と料金低廉化は、NTT東西殿の加入光ファイバ（シェアドアクセス）での「OSU共用」により実現可能



効果

- 1回線あたりの平等な接続料設定により、ADSL同様のビジネスモデルでユーザに提供可能
- 小規模事業者でも容易に光サービス市場への参入が可能
- 抜本的なコスト削減により接続料等のさらなる低廉化が可能
- NTT東西殿を含めたサービス競争がユーザにおける光サービスの普及につながる